

# 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局：労働基準局安全衛生部

権限付与及びそれによる事業の概要	電離放射線障害防止規則(以下、「電離則」という。)の規定により、事業者は労働者の外部被ばく線量、内部被ばく線量、電離放射線健康診断個人票について、30年間保存する義務がある。当該事業者は、これらを5年間保存した後又は労働者が離職した場合においては、指定機関に記録を引き渡した場合は保存を免除されているほか、当該事業者が事業を廃止するときにも、指定機関に記録を引き渡すこととされている。指定機関においては、これら線量測定結果等の保存に関する業務を行う。		
根拠となる法令・条項	電離放射線障害防止規則第9条第2項、第57条及び第61条の2	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	職員、設備、記録保存業務の実施の方法及び経理的・技術的な基礎が、記録保存業務の適切かつ確実な実施に足るものであること。	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	公益財団法人 放射線影響協会	法律上複数指定の可否	否
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>制度の安定性及び信頼性を損なわない限りにおける必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>権限付与法人を1つにすることにより、記録等の一元管理を行う必要がある。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>記録等が散逸するおそれや、同一人物に対する記録等の重複が発生する可能性があることから、権限付与対象の拡大を行うことは困難である。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>市場規模が小さい事業であることから、新規参入によるメリットは少なく、他に当該事業を実施しようとする者は少ないものと考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期	年度毎の事業報告により適切に記録保存業務が行われていることを確認しながら、必要と認められる場合においては見直しを図ることとする。		

# 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局：労働基準局安全衛生部

権限付与及びそれによる事業の概要	検査業所属検査者研修実施機関(検査業者が特定自主検査を実施させる者の資格を得るための研修を実施する機関をいう。)		
根拠となる法令・条項	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第19条の22第1項第1号等の規定に基づく厚生労働大臣が定める研修及び厚生労働大臣が定める者(昭和47年労働省告示第134号)第3条第3号(同告示第13条において準用する場合を含む。)及び第5条第3号(同告示第7条、第9条、第11条及び第15条において準用する場合を含む。)	権限付与の形態	登録
権限付与の要件	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第19条の24の2の3に規定されている一定の設備や人員を備えており、一定の欠格条項に該当しない者	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>当該事業に関しては、「独立行政法人・政府系公益法人等の抜本的改革に向けた当面の進め方」(平成22年6月18日)の指摘事項を踏まえ、従前通達による指定制度であったものを平成23年3月に法令(厚生労働省令)に基づく登録制度へ移行したものである。登録の要件は、いわゆる経理的基礎並びに法人格の有無及び法人類型の如何を問わず、一定の要件に適合する者であれば、行政の裁量の余地無く登録されることが厚生労働省令において外形的に明示されており、制度の安定性及び信頼性を損なわない限りにおける必要最小限のものに留められていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>登録研修実施機関としての登録を希望すれば必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要はない。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>登録制度の概要及び登録要件を示した通達を発出し、ホームページに掲載しており、新制度の周知を図っている。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他の主体による適正な申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得る。但し、市場規模が小さい事業であることから、新規参入によるメリットは少なく、他に当該事業を実施しようとする者は少ないものと考えられる。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	登録研修実施機関としての登録を希望すれば必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要はない。権限付与対象法人の拡大を図るため、通達のホームページ掲載等により、引き続き新制度の周知を図っていく。		